

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
http://www.yokota-kougai.com

いよいよ高裁での審理がはじまります

静かな空をもとめ団結して高裁傍聴へ

弁護団事務局長 弁護士 山口 真美

4月24日に開かれた進行協議期日では控訴審の結審までのスケジュールが決まりました。第1回口頭弁論期日が5月25日、第2回が7月27日（法廷で飛行状況等のビデオ上映予定）、9月27日が現地進行協議、第3回が11月20日（本人及び証人尋問予定）、第4回が2019年1月31日（結審予定）となっており、短期決戦となります。その中でも第1回期日は、控訴審ではじめてこの問題に向き合うことになった裁判官に被害住民の思いをしっかりと感じてもらい、控訴審の争点をよく理解してもらうための大切な機会となります。

原告団からは団長の大野芳一さん（昭島）と後藤千恵子さん（八王子）が基地周辺住民の騒音被害の実態や繰り返し訴訟をしなければならない住民の苦勞を訴訟団を代表して訴えます。

弁護団からは5名の弁護士が意見陳述をします。関島保雄弁護士は、弁護団長として横田基

地訴訟の意義、歴史を踏まえて全体的な意見陳述をします。小林善亮弁護士は、騒音被害を中心に困らんを奪われる苦しみや健康被害について訴えます。小口明菜弁護士は、オスプレイ配備問題、訓練飛行の実態などを訴えます。富田隼弁護士は、コンターだけでは把握しきれない70W原告の被害や低周波音について訴えます。杉野公彦弁護士は、飛行差し止めや損害賠償の将来分の請求を認めることの重要性を訴えます。是非傍聴にご参加ください。

【2回目以後の裁判スケジュール】

7月27日(金) 10時30分	第2回口頭弁論 (ビデオ検証)
9月27日(木) 終日	現地検証
10月12日(金)	(現地検証予備日)
11月20日(火) 終日	第3回口頭弁論 (本人尋問・証人尋問)
2019年1月31日 14時30分	第4回口頭弁論 (結審予定)

高裁第1回口頭弁論・報告集会にご参加を

5月25日(金)

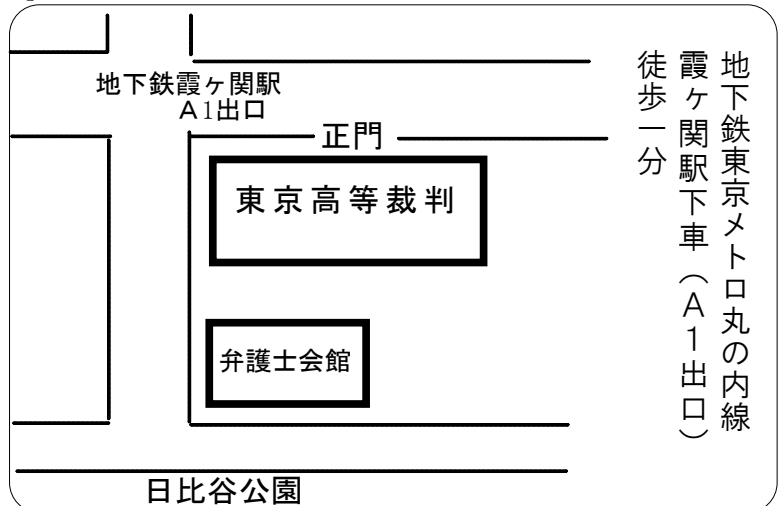
東京高裁101号法廷

12:30より 事前集会

↓ 裁判所正門前歩道にて

13:30開廷

↓
口頭弁論終了後
弁護士会館にて報告集会



40年以上の「ガマン」押しつけを乗り越え 航空自衛隊新田原基地の周辺住民が提訴！



2018年4月27日
宮崎地裁へ入廷進する新
田原爆音訴訟のみなさん

航空自衛隊新田原(にゅうたばる)基地は、宮崎県宮崎市の北部にあり、宮崎県児湯(こゆ)郡新富町が所在地となります。

1940年、当時の陸軍飛行場として造られました。戦後は閉鎖されていましたが、1957年に航空自衛隊基地として再開されました。現在は主に戦闘機の訓練基地として使用されています。横田とは違って、標高約80mの台地

の上に造られている飛行場です。

自衛隊戦闘機の爆音が一日中轟く生活を強いられてきた基地周辺住民は、「ガマン」の押しつけを乗り越えて、4月27日、122名の原告団を結成し、午後5時から翌朝8時までの飛行差し止めと損害賠償を求めて、宮崎地裁に訴訟を起こしました。

全国の基地訴訟を闘う原告団代表が宮崎に参集

この提訴に合わせて、嘉手納・普天間・小松・厚木・第9次横田の原告団の代表が宮崎に駆けつけました。私たちの原告団からも副団長の御供所さんと私清水(事務局長)が参加しました。提訴前日の4月26日昼過ぎに宮崎入りし、新田原原告団の皆さんがバスで基地の案内をしてくれました。基地は宮崎市内からバスで40分程です。

前出のように基地は台地の上で基地周辺は農家が点在しています。一見のどかな風景ですが、F15戦闘機の離陸時や旋回訓練時の騒音はさまざま、基地周辺や台地のふもとで暮らす人々

の耐えがたい苦しみを、体感することができました。



地図を広げて騒音被害地域の説明を受ける

新田原爆音訴訟 第1回口頭弁論で原告が堂々の陳述 被害の実態を浮き彫りにして国側を圧倒

被害の実態を浮き彫りにして国側を圧倒！

3人の原告が陳述しました。基地から3Km離れたところに在る小学校の先生をしていた男性は「激しい爆音で授業が中断した。おかしいことはおかしいと声を上げる事の大切さを子供たちに伝えたい。」と述べました。95Wという被害地域に20年以上住んでいる女性は「防音工事をしましたが、窓を閉めても爆音は容赦なく家の中に入ってくる。」と述べました。

新田原爆音訴訟原告団も全国基地爆音訴訟原告団連絡会議に加入しました。これからともに闘う新しい仲間です。私たち第2次新横田基地公害訴訟原告団の闘いの舞台は高裁に移りますが、全国の原告の励みとなる判決を獲得しようではありませんか。

【報告 事務局長 清水幸一】



弁論終了後 報告集会のようす



新田原基地視察に全国から駆け付けた原告団代表

NHK受信料補助が廃止される？

北関東防衛局に要請を行いました

**具体的回答は何もなし！
実態無視の補助制度廃止！**

3月14日(水)、私たち第2次新横田原告団は、他の諸団体代表とともに、大宮にある北関東防衛局を訪ねて、NHK受信料の補助廃止問題について防衛省の態度を問い質すとともに、安易な補助制度廃止を行わないよう要請しました。

参加者からは

- ★「防音工事を行ってもテレビの視聴には障害が生じる。家の真上を飛行されるとテレビの音は聞こえない。」
- ★「一年365日、一日中家の雨戸やガラス戸を閉め切り、エアコンを動かしながら生活することなどできない。防音工事は騒音被害の解消にはならない。」
- ★「裁判所の判決でも“防音工事にはさほどの効果はない。工事を実施していても建物自体の

3ページから続き

遮音効果を含めて20～25dB(A)程度の減音効果しかない。離着陸する軍用機は100dB(A)を超える騒音を発する機体も多くテレビの視聴が妨げられている。補助の打ち切りは理屈に合わない。」

等の意見が述べられました。が、当局側はまともに回答できず、防音工事实施についての調査用紙は、北関東防衛局の名前で送りつけておきながら、要請や質問のほとんどについて、「防衛省本省が答える以上のことは言えません。あとは本省に聞いて下さい。」との無責任な態度に終始しました。

防音工事实施のデータはすべて防衛省に存在するはずでは？

この度、防衛省北関東防衛局からテレビ受信料補助（助成）制度の見直しによる新受信料に関するお知らせが、受信料助成を受けている全世帯に送られました。その内容は、すでに防音工事を完了または一部工事終了の世帯について、テレビ受信料の補助打ち切りまたは減額する旨のお知らせであり、同時に防音工事实施の有無を記載し必ず回答するよう一方的に求めています。しかも回答期限は、本年3月31日迄としており、回答無き場合、助成打ち切り扱いにより助成対象世帯数を少なくできるとの意図も疑われます。（横田基地の場合、防音工事対象区域内の対象者に比し、対象地域外の受信料対象世帯の方が多数を占めており、防音工事をしていなければ従前どおり受信料の助成があるので回答しなくとも良いと勘違いしかねません。そうした単純ミスを見越しているとも考えられます。）今回の調査は防音工事の実施の有無を求めていますがいちいちお金をかけて対象地域の住民に問い合わせをせずとも、防音工事の手続きを通じ工事实施のデータは防衛省が持っているはず。にもかかわらず仰々しい書類を一方的に送りつけ、「防音工事实施の有無を申告させることによって自己責任の篩いに掛ける」などと言うやり方は許されません。

防音工事が始まってから40年以上が経過している事などもあり、地元住民から「元々古い

家だったので新築をした。親の代に防音工事をしたので詳しいことはわからない。」「中古住宅を購入したので防音工事をやったかどうかわからない。言われればいやに頑丈そうなサッシだと思った。」「防音工事の耐用年数は何年としているのか」などの声が出ていることも防衛局側に伝えられました。

補助の対象は70Wコンター地域にも広がる 75W以上の地域より補助世帯は多くなる？

横田基地および厚木基地では、テレビの受信料補助は防音工事の行われる5年前の1970年から実施されており、対象区域は昭島市の場合、市域の約3分の2が対象であり、居住者全世帯が助成対象です。ところが防音工事の対象地域は75W値以上の地域で、テレビ受信料助成対象に較べ市域の約4分の1の狭い範囲です。ところがNHK受信料の助成地域は、70W値の地域やそれ以下の地域にも大きく広がっています。75W未満の地域は防音工事の対象にはなっていません。工事をやっていないければ補助の打ち切りはありません。このことは「騒音被害がより大きな地域の補助が打ち切られ、被害の軽微な地域だけに補助される」と言う矛盾した事態になりかねません。こうした矛盾についても防衛局は「本省に聞いてくれ」と言うだけで何も回答しませんでした。

第2次新横田原告団としては、原告はもちろん地域の皆さんの声を聞いてきましたが、防音工事が実施されていても騒音被害は無くなっていないのが実態です。要請終了後、参加者は「今後もこの問題で防衛省と交渉し、実りある回答を求めよう」との確認を行いました。

*当日の参加団体は 第五次厚木爆音訴訟原告団・厚木爆音防止期成同盟・横田基地被害をなくす会・第9次横田基地公害訴訟原告団・第2次新横田基地公害訴訟原告団

“寝耳に水” 横田基地へオスプレイ配備通告



2018年4月5日
5機のCV22オスプレイが横田基地に初飛来した。

【yokotajohoブログより】

米国政府は2015年5月、CV-22オスプレイの横田基地配備を日本政府に通告。ところが昨年3月、パイロット・整備士の養成遅れ、機体数の確保が間に合わないなどを理由に3年の配備延期を通告してきました。ところが、通告からわずか1年後の今年4月3日、突如、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するためとし、スケジュールを1年前倒して今年の夏頃に5機を正式配備するとの通告が公表されました。しかし、米国政府からの通告は3月中旬にあり、日本政府は3週間もの間、国民には配備情報を隠し、日米同盟の抑止力・対処力を優先、国民生活をないがしろにするという、対米追従の理不尽な対応を行いました。しかも今回のスケジュール変更では、昨年の延期理由には一言半句の弁明も無く、4月5日にはオスプレイ5機を横田基地へ飛来させ、反対運動を

力づくで押さえ込もうする日米両国政府の高圧的態度が読み取れます。

CV-22オスプレイ（米空軍）はMV-22オスプレイ（米海兵隊）と異なり敵地への潜入、離脱作戦を本務とする特殊作戦機のため、過酷な条件下での飛行訓練（夜間、低空）を日常的に行います。住宅密集地上空での特殊飛行訓練は、墜落・部品落下事故の危険性を増大させ大惨事を招き、また、夜間飛行訓練の増加により騒音被害拡大が懸念されます。

基地被害を無くすため、まずはオスプレイの配備および飛来反対の声を挙げ続けること、被害の実情を地方自治体、国に伝え改善要請を行うなど、持続的な闘いをすすめ、国民の理解のもとに日本国内からオスプレイを排除しようではありませんか。【原告団団長 大野 芳一】

特殊作戦機 CV22
オスプレイ横田配備中止を！
6団体共同宣伝行動にご参加ください

- ◆6月16日(土) 午後1時～2時 拜島駅南口
- ◆7月14日(土) 午後1時～2時 福生駅東口



3月3日 立川駅での署名宣伝行動はEイサーでにぎやかに繰り広げられました

全国基地爆音訴訟弁護団連絡会総会

4月28日 宮崎県新富町で開催

平成30年4月28日、午後2時から新田原基地がある宮崎県新富町の総合交流センターきらりて全国基地爆音訴訟弁護団連絡会（空港弁連）の総会がありました。総会は、平成28年3月24日に沖縄で開かれて以来2回目です。今回総会が宮崎で開かれたのは、新田原基地における爆音訴訟がいよいよ始まったためです。第2次新横田の弁護団からも関島弁護団長、中杉弁護士と私が参加しました。第一回の弁論期日については原告団の清水事務局長からの報告に譲りたいと思いますが、弁論後の進行協議に参加させていただいた者から一言付言すると、新田原では今後予定されている弁論期日4回において、毎回原告の意見陳述を3名程度行いたいということで、国側から若干の異議も出ましたが、裁判所が20分以内という時間制限付ではあるものの認められました。原告数122名（ただし追加提訴30名強予定）ということからすれば毎回の期日ごとに3名も意見陳述をするというのは大変だと思いますが、初めての提訴であることからすれば大変意義深いものだと思います。

さて総会ですが、まずは関島弁護士からの開会あいさつがあり、その後ミニシンポジウムとして、厚木爆音訴訟の中野弁護士より厚木基地の40年にもわたるこれまで裁判経過の報告と今後の課題についてのお話が、その後小松の原

告団である長田さんから小松基地訴訟の歴史と原告団の歩みについてお話がありました。

総会の後半部分は、まずは目的であった新田原基地爆音訴訟弁護団の新規参加を連絡会会則に基づいて全会員の満場一致で承認致しました。これまでもオブザーバーで参加していただいていたのですが、これで正式に新田原基地爆音訴訟弁護団も連絡会の一員となりました。連絡会の幹事の一員として、私も会則作成に携わったのですが、会則作成当時には正直新たな参加弁護団があることは想定しておりませんでした。しかしこうして会則が生きる形で新たな弁護団に加入していただけたことは個人的にも嬉しいことでした（それだけ基地騒音が激しいということからすれば喜んではいけないところですが）。総会の最後には今後静かな空を返せという闘いを団結して継続するという決議をして、閉会しました。

過去の闘争を参考に、新たな弁護団とともに、第2次新横田も古参弁護団としていっそう励んでいかなければならないと決意を胸にいたしました。

原告団の皆様もまた全国に新たな仲間が増えましたので、快く迎えていただき、今後もともに頑張っただけですよう、よろしく願いいたします。 【弁護士 河津 良亮】



戦闘機の訓練基地として使われている自衛隊新田原基地は一日中爆音が轟わたる。基地のフェンスからは駐機しているF-15戦闘機を眼前に見ることができる。。

6月6日第43回全国公害被害者総行動デー

基地騒音被害解消とCV22オスプレイ 横田配備撤回をもとめて

今年も『環境週間』に合わせて、中央省庁交渉や夜の決起集会などを中心に、43回目となる『全国公害被害者総行動』が取り組まれます。私たち第2次新横田基地公害訴訟原告団、弁護団も参加を続けてきました。

お昼には日比谷公園に集合して霞ヶ関の官庁街をパレードします。午後は環境省・国土交通省・防衛省・外務省などへの要請交渉を行います。この交渉には、嘉手納・普天間・岩国・小松・厚木の各基地で訴訟を闘う仲間たちも参加します。横田も第9次横田基地公害訴訟原告団が参加します。さらには4月27日に初の提訴を行った、自衛隊新田原基地の訴訟原告団代表も参加の予定です。

基地訴訟以外からは、水俣・原発・アスベスト被害者・大気汚染被害者・大規模な開発や公共事業による環境破壊と闘う人々などが参加します。

お昼から夜の集会まで長時間に及ぶ取り組みですが、全国から参加する仲間を励ます意味からも、地元『東京』の私たちの参加は不可欠です。皆さんの参加を心から呼びかけます。



写真は昨年の官庁街パレード

なくせ公害、
守ろう地球環境
国民署名にご協力をお願いします。
同封の返信用封筒を使い、
5月30日までに至急ご返送ください

◆6月6日の行動スケジュール◆

- 12時～ 官庁街パレード
(日比谷公園 かすみ門集合)
- 14時～ いっせい各省交渉
- 18時～ 総決起集会
(虎ノ門ニッショーホール)

弁護団新事務局長 就任のご挨拶

弁護士 山口 真美



本年より、前任の加納力弁護士から弁護団事務局長を引き継ぎました。私は、9. 11同時多発テロの発生直後の2001年10月に弁護士登録をしました。ブッシュ大統領(当時)がテロとの戦争を叫ぶ中、21世紀を戦争の世紀にはしてはいけない、憲法がうたう恒久平和の実現こそが私たちの世代の使命ではないか、という思いを強くし、基地問題に向き合おうと第一次新横田基地公害訴訟に参加しました。被害を救済し、静かな夜をとり戻すために頑張りますので、よろしく願いいたします。

診断書提出のご協力のお願い

被害班では、横田基地周辺に居住されているみなさんの被害の実体を明らかにするべく、主張立証をしています。その一環として、控訴審では、健康被害、特に、高血圧・心循環器系疾患が航空機騒音から生じることを立証しようとしています。WHO（世界保健機関）は、収集した多数の資料を元に、健康を守るための騒音基準（ガイドライン）を示しているところです。

つきましては、陳述書に、高血圧・心循環器系疾患（不整脈・心不全・心筋梗塞・心房細動・狭心症など）に罹患されているもしくは症状があると記載されたみなさまに、診断書の取得・提出をお願いします。提出期限は、6月末です。診断書作成費用は訴訟団で負担いたします。

5月中に、「診断書取得・提出のお願い」の手紙を送付いたしますので、案内に従って、作成・提出をお願いいたします。 ご協力をよろしくお願いいたします。



【被害班 弁護士 與那嶺慧理】



原告団活動日誌



- | | | | |
|----------|------------------------------|-------|---------------------------------------|
| 11/1 | 原告団ニュース第40号発行、発送作業 | | |
| 11/13 | 定例事務局会議 | 3/2 | 訴訟リーフレット作成会議 |
| 11/17 | 弁護団会議に出席 | 3/3 | オスプレイ横田配備反対連絡会・署名宣伝行動（立川駅南口） |
| 11/20 | 第57回原告団幹事会 | 3/5 | 第1回高裁進行協議 |
| 11/23 | オスプレイ横田配備反対連絡会・署名宣伝行動（立川駅北口） | 3/7~ | 公害総行動三多摩地域の各団体へ協力要請行動 |
| 11/24 | 控訴審委任状チェック作業 | 3/29 | |
| 11/25 | 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長会議 | 3/10 | 福生支部控訴学習会開催 |
| 11/26 | 第四次厚木原告団解団式に出席 | 3/11 | 昭島支部控訴学習会開催 |
| 11/26~27 | 全国公害被害者総行動合宿に参加 | 3/12 | 定例事務局会議 |
| 11/28 | 弁護団会議に出席 | 3/12 | オスプレイ横田配備反対連絡会会議出席 |
| 12/2 | 八王子学術文化の会 基地見学案内 | 3/14 | NHK受信料補助廃止問題で北関東防衛局要請 |
| 12/7 | 原告団ニュース編集会議 | 3/19 | 第61回原告団幹事会 |
| 12/11 | 控訴委任状チェック作業 | 3/22 | 弁護団会議に出席 |
| 12/11 | 定例事務局会議 | 3/27 | 訴訟リーフレット作成会議 |
| 12/19 | 第58回原告団幹事会・弁護団会議合同 | 4/3 | ニュース編集会議 |
| 12/26 | オスプレイ横田配備反対連絡会会議出席 | 4/6 | CV22オスプレイ飛来抗議集会に参加（福生市フレンドシップパーク） |
| 2018年 | | 4/8 | 緊急オスプレイ反対署名宣伝行動（昭島駅北口） |
| 1/10 | 定例事務局会議 | 4/9 | 定例事務局会議 |
| 1/12 | 公害総行動実行委員会・公害団体旗びらき | 4/12 | パラシュート訓練抗議緊急集会（第2ゲート前） |
| 1/14 | オスプレイ横田配備反対連絡会・署名宣伝行動（立川駅南口） | 4/12 | 裁判支援の都区内の団体（約100団体）へ協力要請行動 |
| 1/15 | 第59回原告団幹事会 | ~5/10 | |
| 1/19 | 原告団ニュース第41号発行・発送作業 | 4/16 | 第62回原告団幹事会 |
| 1/23 | 弁護団会議に出席 | 4/17 | 弁護団会議に出席 |
| 1/26 | 八王子合同法律事務所新春のつどい参加 | 4/24 | 第2回高裁進行協議 |
| 1/26 | 西多摩労組連旗びらきに参加 | 4/26 | 全国基地連・新田原基地視察、事務局長会議参加、新田原訴訟第1回口頭弁論支援 |
| 1/27 | 原発訴訟全国総決起集会に参加 | ~27 | |
| 1/29 | オスプレイ横田配備反対連絡会会議出席 | 5/1 | 「なくせ公害・守ろう地球環境」国民署名集め（三多摩メーデー 井の頭公園） |
| 2/4 | 瑞穂支部控訴学習会開催 | 5/7 | 定例事務局会議 |
| 2/13 | 定例事務局会議 | 5/7 | 訴訟リーフレット作成会議 |
| 2/19 | 第60回原告団幹事会 | 5/7 | オスプレイ横田配備反対連絡会会議出席 |
| 2/22 | 弁護団会議に出席 | 5/14 | 第63回原告団幹事会 |